

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社福寿建設
(法人番号5150001013386)
業者の住所：奈良県香芝市真美ヶ丘 5 - 1 8 - 2 1
- 2 指名停止措置期間：令和 7 年 8 月 2 0 日から
令和 7 年 9 月 1 9 日まで（1 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者の会長らは、令和 2 年 9 月から令和 5 年 8 月までの 3 年間、計約 1 億 8 , 6 0 0 万円の所得を隠し、法人税など約 4 , 7 0 0 万円を脱税したとして、令和 7 年 4 月 3 0 日、法人税法違反により奈良地方検察庁に在宅起訴された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 5 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内